

海外での知的財産保護にかかる助成金情報のお知らせ

～ジェットロ中小企業等外国出願支援事業（特許・実用新案・意匠・商標）～

七十七銀行は、2021年3月に独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「ジェットロ」といいます。）仙台貿易情報センターと「連携強化に関する覚書」を締結し、両者が連携した宮城県の中堅・中小企業さまの海外展開支援に取り組んでおります。

この度、海外における、特許、実用新案、意匠、商標等の知的財産保護にかかるジェットロの助成事業の募集予定が案内されたことから、その内容等についてお知らせいたします。

◆ 事業概要

事業名称	ジェットロ中小企業等外国出願支援事業
対象者	中小企業者（個人事業者を含む）等 ※対象の知的財産を日本国内で保有していること等が要件。
対象経費	外国特許商標庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等 ※助成対象期間に発注、契約、実施、支払いが行われたものに限る。
補助率 ・ 上限額	補助率：助成対象経費の2分の1以内 上限額：1事業者あたり 300万円以内 1申請案件あたり 特許・・・・・・・・・・ 150万円 実用新案、意匠、商標・・・・ 60万円 冒認対策商標（※）・・・・ 30万円 ※第三者による抜け駆け出願（冒認出願）対策が対象
応募受付期間	第1回 2022年5月9日～5月31日（予定） 第2回 2022年7月1日～7月29日（予定）

本事業の詳細につきましては、以下のURLまたはQRコードから、ジェットロのウェブサイトをご覧ください。

【URL】 https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_appli.html



【お問合せ先】

七十七銀行 市場国際部 アジアビジネス支援室
TEL.022-211-9880

【Global Letter NEXT ホームページ】

その他の記事はこちらからご覧ください。

https://www.77bank.co.jp/kokusai/globalletter_next/



本紙記載の内容につきましては、当行が信頼できると考える情報に基づき作成しておりますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談いただくようお願い申し上げます。